農業を営む者でなくなったことの届（新制度） チェックシート

（様式第K11号）

チェックポイント	チェック欄
【必ずチェックして頂くもの】	〈農委〉
○ 年金を継続して受給するために必要な手続き等を記載した「年金受給に係る重要事項説明書」を用い、請求者へ説明及び交付を行った。	□
○ 政策支援加入期間がある。	□
○ 提出年月日（農業委員会受付年月日＝A面(6)欄）、D面(53)欄の農業従事証明年月日は、農業を営む者でなくなった日（A面(7)欄）以降になっている。	□
○ 農業を営む者でなくなった日（A面(7)欄）は正しく記載されている。	□
○ 「農地台帳」等をもとに、農業を営む者でなくなった日時点で処分漏れ農地等が無いことを確認している。（例えば、共同相続財産となっている農地持分、他市区町村の農地等）	□
○ 農地等、特定農業用施設等の処分を確認できる書類が添付されている。	□
【該当する場合にチェックして頂くもの】	
○ 一般農業生産施設を供用廃止、用途変更する場合には、その施設内に家畜等の棚卸資産が存在していないことの証明がある。（D面(54)欄）	□
○ 家族経営協定を破棄することによって農業を営む者でなくなる場合は、破棄したことが証明できる書類を添付している。	□
○ 自留地を残す場合は、10a（道南をのぞく北海道20a）又は基準日現在の農地等の1／3のいずれか少ない面積になっている。	□
○ 経営移譲管理カードの諸名義の変更等について確認がなされている。 →D面(56)欄の諸名義のチェック（後継者は全ての名義）は、もれなくなされている。	□
○ 請求者以外の世帯員名義の農地等がある場合、「世帯員別農地等権利名義調書（給付－3）」が添付されている。	□
○ 経営継承の相手方が後継者の場合、戸籍抄本等が添付されている。 （戸籍抄本等が写しの場合は、原本証明がされている。）	□
○ 経営継承の相手方が後継者の場合、「農業従事年数・月数」は要件を満たしている。（B面(16)欄）及び証明（D面(53)欄）を受けている。	□
○ 後継者が政策支援区分3で加入している場合、様式第5号「政策支援加入要件不該当届」の提出を行っている又は現在準備中である。	□

【注意】

1. このシートは、『農業を営む者でなくなったことの届』を提出する際に、農業委員会の確認用としてお使い下さい。なお、記入、確認後は、届出書と一緒に提出して下さい。
2. 記入方法等がわからない場合は、下記担当までお問い合わせ下さい。

【以下は農業委員会で記入】

市町村名	
市町村コード	

【担当】
独立行政法人　農業者年金基金
業務部給付課裁定班
電話　03－3502－3945